

## 愛知県企業庁工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、愛知県企業庁の発注する建設、改良及び修繕工事並びに測量、調査、設計等委託業務（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者及び委託業務受注業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象は次のとおりとする。ただし、資材製作については、除くものとする。

- (1) 契約金額が1件250万円以上の建設、改良及び修繕工事（建設業法上の工事に該当しない工事を除く。）
- (2) 契約金額が1件250万円以上の委託業務のうち、設計、測量、調査及び工事管理

### (評定者)

第3条 工事成績の評定者は、愛知県企業庁工事事務取扱要領第43条に定める検査員及び愛知県企業庁工事監督要領第5条に定める監督員とするものとする。

### (評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、監督員及び検査員が2人以上ある場合においては、それらの者が協議のうえ評定を行うものとする。

### (評定表)

第5条 評定は、次に定める評定表により行うものとする。

- (1) 建設、改良及び修繕工事の評定は、別記様式第1の工事成績評定表によって行うものとする。
- (2) 委託業務の評定は、別記様式第2の委託業務成績評定表によって行うものとする。

### (評定表の提出)

第6条 評定者は、工事完成のときそれぞれ評定を行うものとする。

- 2 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を本庁施工工事及び本庁契約工事については府長に、所長委任工事については所長に提出するものとする。
- 3 府長は、前年度分の工事成績評定点報告書を別記様式第4により、4月15日までに作成し、すみやかに、本庁の主務課長及び所長に通知するものとする。

### (評定結果の通知)

第7条 府長又は所長は、評定者から評定表の提出があったときは、速やかに、当該工事

の請負者に対して評定の結果を通知するものとする。

- 2 建設、改良、修繕工事にあっては、工事事務取扱要領第58条に定める検査合格通知書（様式第97）に工事成績評定点を記載し別記様式第5-1の項目別評定点を添付し通知するものとする。
- 3 委託業務にあっては、工事事務取扱要領第58条に定める検査合格通知書（様式第97）に工事成績評定点を記載し別記様式第6-1の項目別評定点を添付し通知するものとする。
- 4 庁長は、本庁契約工事にあっては、別記様式第5-1又は別記様式第6-1の写しを所長に通知するものとする。

（評定の修正）

- 第8条 庁長又は所長は、評定の結果を通知した後に契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）の発見等により当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。
- 2 庁長又は所長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の請負者に通知しなければならない。

（説明請求等）

- 第9条 第7条又は第8条による通知を受けたものは、通知を受けた日から14日（「土曜日、日曜日及び国民の祝日」を含む。）以内に、書面により、通知した者に対して評定の内容について説明を求めるものとする。
- 2 前項の書面は、本庁施行工事にあっては府長に、本庁契約工事にあっては所長を経由して府長あてに、所長委任工事にあっては所長に提出させるものとする。
  - 3 庁長又は所長は、前項による説明を求められたときは、別記様式第7の工事成績評定点に対する説明請求回答書により回答するものとする。ただし、本庁契約工事にあっては、府長は所長を経由して回答するものとする。
  - 4 府長（所長委任工事にあっては所長）は、前項の回答をする場合は、企業庁工事成績評定評価委員会（所長委任工事にあっては事務所工事成績評定評価委員会）に意見を求めるものとする。
  - 5 前項の工事成績評定評価委員会は、別に定める内規に基づき設置するものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、昭和55年6月1日から施行する。
- 2 この要領は、昭和57年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、昭和58年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、昭和59年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、昭和61年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

- 7 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 10 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 11 この要領は、平成21年12月1日から施行する。

改正後の愛知県企業庁工事成績評定要領7条の規定は、平成21年11月31日以前に契約し、平成21年12月1日以降に完了する測量、調査、設計等委託業務から適用する。

愛知県企業庁工事成績評定点通知実施要領(平成15年4月1日一部改正)は、廃止する。

- 12 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 13 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 14 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 15 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 16 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 17 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

## 建設工事の成績評定について

愛知県企業庁の発注する、建設工事の成績評定については、下記のとおり行うものとする。

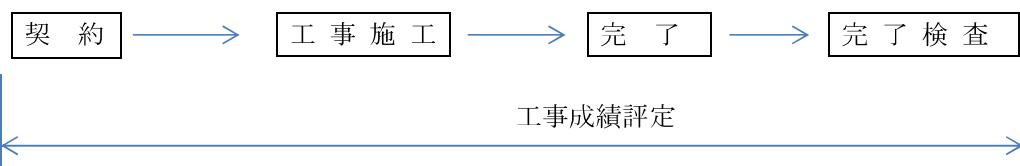
### 記

#### 1 考査項目

項 目	細 別	考 査 項 目
1 施工体制	① 施工体制一般 ② 配置技術者 (現場代理人等)	・工事成績表定評表による
2 施工状況	① 施工管理 ② 工程管理 ③ 安全対策 ④ 対外関係	
3 出来形及び出来ばえ	① 出来形 ② 品質 ③ 出来ばえ	
4 工事特性	施工条件等への対応	
5 創意工夫 (軽微なもの)	創意工夫	
6 社会性等	地域への貢献等	
7 法令遵守等	工事事故等による減点 総合評価による減点	
8 総合評価技術提案	技術提案履行確認	

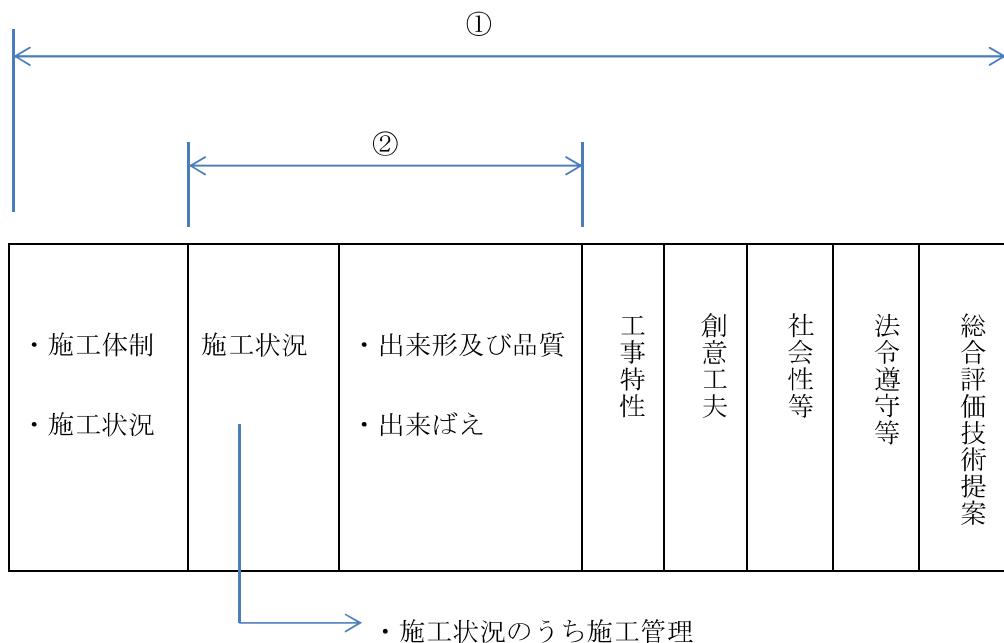
#### 2 評定点の決め方

##### (1) 説明図



① 監督員による評定  
(専任監督員、主任監督員、総括監督員が行う)

② 検査員による評定  
(完了検査時に検査員が行う。)



## (2) 採点の考え方

考查項目の細項目ごとに 5 段階から 7 段階（出来ばえのみ 4 段階で評定を実施）

## (3) 評定点の決め方

評定者に応じて採点結果に乘じて係数を決めており、この係数に乗じた結果を合計して評定点（整数）を決めている。

### 1. 評定方法

愛知県企業庁	
契約金額	250万円～
専任監督員	40%
主任監督員	14.8%
総括監督員	5.2%
検査員	40%

## 2. 評定区分

考查項目		専任監督員	主任監督員	総括監督員	検査員
1. 施工体制	I 施工体制一般	○			
	II 配置技術者	○			
2. 施工状況	I 施工管理	○			○
	II 工程管理	○	○		
	III 安全管理	○	○		
	IV 対外関係	○			
3. 出来形及び 出来ばえ	I 出来形	○			○
	II 品質	○			○
	III 出来ばえ				○
4. 工事特性	I 施工条件等への対応		○		
5. 創意工夫	I 創意工夫	○			
6. 社会性等	I 地域への貢献等			○	
7. 法令遵守等				-20~0 点	
8. 総合評価技術提案				履行・不履行・対象外	

※総括監督員を置かない工事にあっては、総括監督員の評定区分を、主任監督員が併せて評定する。